

湘南自治会憲章の文言修正について

Correction of the Constitution of Shonan Student Union Regarding

議案提出者: 湘南自治会 管理部副部長
Proposed by: Shonan Student Union,
Assistant Foreperson of Administrative Department

議題の概要

湘南自治会憲章について、以下の通り改正すべきと考えますので、SFC生総会による議決を得るべく上程します。

Outline of the Agenda

Shonan Student Union Constitution should be amended as follows, and will be submitted to the General Assembly of SFC students for a vote.

主要な改正点

- 事務局特別会の開催頻度を実情に合わせて1年としました。
- 条数を適切に修正しました。

Major Revisions

- The frequency of the Secretariat Congress has been revised to once a year to align with actual operations.
- The article numbers have been appropriately amended.

議決の選択肢

- 改正に賛成する
- 改正に反対する

Voting options

- Agree to the amendment.
- Oppose the amendment

改正内容

Contents of Amendments

[改正案の憲章全文](#)

[Full text of the proposed constitutional amendment](#)

変更箇所の一覧

以下、改正箇所は青色で示す

For English, please refer to the full text above.

第三十九条(事務局特別会)

①事務局は、次の各号に掲げる目的のため事務局特別会を開催する。

A. 各部長の信任

B. 事務局長の選挙

C. 局長又は部長が、事務局特別会で決定すべきと認めたその他重大な事柄の意思決定

②事務局は、原則として**1年**に一度事務局特別会を開催する。ただし、いずれかの部長又は事務局長が必要性を認めた場合は臨時に特別会を開くことができる。

改正理由

事務局の各部長および事務局長の任期は原則として1年と内規に定められており、本年と同様に、その全員の任期が同時に開始された場合、半年後に特別会を開催する目的および必要性を欠くため、任期に倣い1年としました。

第十一章 会計

第六十五条(会計年度)

湘南自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第六十六条(財源)

湘南自治会の財源は、自治会費交付金、独自財源その他の財源をもって充てる。

第六十七**七**条(支出)

湘南自治会の財産を支出する場合は、全塾協議会の定める規則に則り、財務を所掌する部が行う。

第六十八**八**条(予算及び決算)

1湘南自治会は、一年に一度予算案を作成しなければならない。

2湘南自治会は、一年に一度決算を作成し報告しなければならない。

3予算案及び決算は、全塾協議会の定める規則に則り作成する。

第六十九**九**条(銀行口座等の管理)

1団体の財源は、原則として銀行に預金して管理する。

2銀行口座、通帳、キャッシュカード、届出印等の物品は、財務を所掌する部が、その長の責において

て管理する。

第七十**十**条(湘南自治会の会計監査)

1湘南自治会の会計は、監査人による監査を受けなければならない。

2湘南自治会の会計監査を行う者は、執行委員又は財務を所掌する部であってはならない。

改正理由

条数「第六十九条」が重複していたため、適切に改正しました。続く第十二章以降も合わせて適切な条数に改正しています。